

財務省告示第百五十四号

個人向け国債の取扱機関になることができる者  
のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めるこ  
とが適当でないとして認められる者を除いた者を変更  
したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平  
成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規  
定に基づき、個人向け国債の募集の取扱いを行う  
ことができる者を定めた件（平成十七年十二月財  
務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改  
正し、平成十九年三月三十一日から適用する。た  
だし、K O B E証券株式会社を「インヴァス  
ト証券株式会社」に改める改正規定については、  
平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年四月十三日

財務大臣 尾身 幸次

「K O B E証券株式会社」を「インヴァスト証  
券株式会社」に改め、「海部農業協同組合」、  
「海部南部農業協同組合」、「佐城農業協同  
組合」、佐賀市農業協同組合、「富士町農業協  
同組合」、さが東部農業協同組合、「神埼郡農業協  
同組合」、佐賀みどり農業協同組合「及び「津軽北  
部農業協同組合」を削る。